

ビジネス人材育成特区

都道府県名：

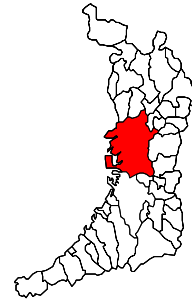
大阪府

申請主体名：

大阪市

区域の範囲：

大阪市の全域



特区の概要：

自ら新しいビジネスを立ち上げる人材、高度な IT 技術者や医療技術者を体系的に育成することは、大阪市がこれまで蓄積してきた様々なポテンシャルを活かした産業の育成を図るうえで必要不可欠である。このため、特例を活用して、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、医療技術者、さらには高度な IT 技術を持つ人材を体系的に育成することにより、大阪市における新しいビジネスの創出と、IT ビジネスや健康・医療ビジネスの振興を図り、産業の活性化を目指す。また、専ら夜間開講する大学院への留学生を受け入れることによって、交流機能の充実を図り、新しいビジネスを担う人材育成機能を強化する。

適用される規制の特例措置：

- ・夜間大学院における留学生の受入れ
- ・学校設置会社による学校設置
- ・校地、校舎の自己所有を要しない大学等設置
- ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置
- ・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除
- ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除

